

一遺言書保管申請のためのチェック

- 1□ A4サイズの白い用紙ですか？（感熱紙不可）
- 2□ 上下左右に余白を設けましたか？ **※注1**
（上5mm以上、下10mm以上、左20mm以上、右5mm以上）
- 3□ ボールペン等の容易に消えない筆記具で記載しましたか？
- 4□ 遺言書は片面のみに記載しましたか？（裏面記載不可！）
- 5□ 遺言書本文は全て自分で記載しましたか？（※財産目録除く）
- 6□ 遺言書を作成した日を自分で記載しましたか？ **※注2**
- 7□ 遺言書に自分で署名して押印しましたか？ **※注3**
- 8□ 財産目録（添付する場合）の全てのページに自分で署名して押印しましたか？
- 9□ ページ数を記載しましたか？ **※注4**
（例1：遺言書本文1枚、財産目録2枚の場合、1/3、2/3、3/3）
（例2：遺言書本文1枚（財産目録なし）のみの場合、1/1）
- 10□ 訂正・変更箇所に修正液（ペン等）を使用していませんか？
（※修正液（ペン・シール）を使用した遺言書は無効）
- 11□ 訂正・変更箇所に押印しましたか（訂正・変更した場合）？ **※注5**
- 12□ 訂正・変更した旨を記載して署名しましたか？ **※注6**
（例：「上記●中、●字削除●字加入 遺言太郎」※押印は不要）
- 13□ ホッチキスでとじていませんか？（ホッチキス使用不可！）
- 14□ 書類を準備しましたか？①保管申請書、②住民票（本籍地・戸籍の筆頭者の記載があるもの）、③写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナカード等）、④遺言書に使用した印鑑、⑤手数料3900円 **※遺言書は封入せずに持参願います。**
- 15□ 法務局へ予約はしましたか？

山形地方方法務局（本局）023-625-1321 寒河江支局 0237-86-3258

新庄支局 0233-22-7528 米沢支局 0238-22-2148 鶴岡支局 0235-22-1003

酒田支局 0234-25-2221



ホームページ 遺言書ほかんガルー



↑ 余白 5 mm以上 **※注1** **※A4サイズ**

遺言書

1 私は、私の所有する別紙1の不動産を、長男遺言一郎（昭和●年●月●日生）に相続させる。

※注5 預貯金 **(印)**

2 私は、私の所有する別紙2の（不動産）を次の者に遺贈する。
住所 ●●県●●市●町一丁目●番●
氏名 甲山花子
生年月日 昭和●年●月●日
（※相続権のない者へ残す場合は、「遺贈」と記載）

3 私は、この遺言書執行者として、次の者を指定する。
住所 ●●県●●市●町一丁目●番●
氏名 甲山花子
生年月日 昭和●年●月●日
（※遺言執行者を指定する場合は記載）

令和●年●月●日 **※注2**

住所 ●●県●●市●町五丁目●番●

遺言太郎 **(印)** **※注3**

上記2中、3字削除3字加入 遺言太郎 **※注6**

1 / 3 **※注4**

↓ 余白 10 mm以上 **※注1**

個人番号が記載されていないもの

↑
余白 5 mm以上 ※注 1 ※A4サイズ
↓

別紙 1

不動産目録	
1	〇〇市△△町五丁目2番3 宅地 333.00㎡
2	〇〇市△△町五丁目2番5 宅地 111.12㎡
3	〇〇市△△町一丁目10番6 畑 111㎡
4	〇〇市△△町五丁目2番地3 家屋番号2番3 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 35.00㎡ 2階 30.00㎡

余白 20 mm 以上
※注 1

余白 5 mm 以上
※注 1

↑
※財産目録は自書によらずワープロ等を利用して作成することができます。また、不動産の登記事項証明書の写しなどを利用することができます。

遺言 太郎(印)
※余白に自ら署名して押印をする

2 / 3 ※注 4

↑
余白 10 mm以上 ※注 1
↓

↑
余白 5 mm以上 ※注 1 ※A4サイズ
↓

別紙 2

イゴン タロウ サマ	
店番号 〇〇	口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇△銀行	
〇×支店	お客様コード 〇〇〇〇〇〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

余白 20 mm 以上
※注 1

余白 5 mm 以上
※注 1

↑
※財産目録は自書によらず、預金通帳の写しなどを利用することができます。

遺言 太郎(印)
※余白に自ら署名して押印をする

3 / 3 ※注 4

↑
余白 10 mm以上 ※注 1
↓